

小規模保育事業 おひさまルーム 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園に入園される方に説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	社会福祉法人みおつくし福祉会
所 在 地	大阪市天王寺区東高津町12-10
電 話 番 号	06-6765-5611
代表者氏名	理事長 田丸 卓嗣

2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 名 称	おひさまルーム
施 設 の 所 在 地	大阪市西区新町2-3-13-102
連 絡 先	電話番号080-8527-7899
管 理 者	桑名恵理
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする3歳未満の児童
認 可 定 員	0歳児 3人 1歳児 4人 2歳児 4人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 8人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	平成27年4月1日
事 業 所 番 号	2710052000439

3 事業の目的・運営方針

おひさまルーム（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄骨造11階建のうち1階
	延べ面積	56.32㎡
屋外遊戯場		公園3,335㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	1室	
その他	調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年4月1日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 近接園との行事等の連携

近隣の西六保育園と行事等での連携をしています。

(3) 送迎

なし

(4) その他

希望すれば、当園卒園後に西六保育園3歳児クラスへの入園が可能です。

6 職員の職種、員数及び職務の内容

令和6年4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
管理者	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	5	3	2	
保育従事者	保育士を助け、園児の保育を行う	0	0	0	

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>（小規模保育事業A型の場合）

職種	勤務体系
管理者	勤務時間帯（7：30～18：45内の8時間30分）
保育士	勤務時間帯（7：30～18：45内の8時間30分）
保育従事者	勤務時間帯（7：30～18：30内の8時間30分）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月4日）及び祝祭日は休園となります。

※1月4日は保護者の方にご理解を頂き休園にしています。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえに保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえに保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 共同保育

連携施設と共同で保育を行う事があります

- ①朝夕人数の少ない時間帯
- ②土曜日
- ③お盆・年末年始などの自由登園期間
- ④緊急時・災害時

10 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時10分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時40分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギーがあればご連絡ください。

- (3) アレルギー対応状況
 除去食及び代替食に対応（医師が記入した生活管理指導表が必要です）
 食物アレルギー対応マニュアル有

11 特別支援保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育を行っています。

12 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

- ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
- イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供
- ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

(2) 連携施設

西六保育園

運営主体	社会福祉法人みおつくし福祉会
所在地	大阪市西区新町2-13-6
連携内容	集団保育を体験させるための機会の設定 代替保育の提供 3歳児の受け入れ
電話番号	06-6533-5587

13 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

14 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

15 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

16 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	いぬい小児科
医院長名又は医師名	乾 一郎
所在地	大阪市西区北堀江2-8-13
電話番号	06-6543-0307

(2) 歯科

医療機関の名称	いそだ歯科クリニック
医院長名又は医師名	磯田 剛志
所在地	大阪市西区立売堀2丁目1番11号1階
電話番号	06-6537-5688

17 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、嘱託医又は近隣の医師、児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとします。

18 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知設備 無 ・非常警報器具・設備 無 ・スプリンクラー 無 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防火処理 有 ・消火器 有 ・誘導灯 有 ・避難器具 無
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

19 当園における警報発令、地震発生時等の対応について

<p>暴風警報等発令時</p>	<p>大阪市域に暴風警報または特別警報が発表された場合、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開園時刻までに発表された場合、原則として休園します。 ・開園後に発表された場合、発令された時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。
<p>・大阪市が河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上発令</p> <p>気象庁が発表する「警戒レベル3相当」は含まない。</p> <p>・高潮に関する大阪府市からの早めに避難の呼びかけがあった場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開園時刻までに発令され、避難区域に該当した場合は休園します。 ・開園後に発令された場合、発令された時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。
<p>地震発生時</p>	<p>大阪市内 24 区のうちのいずれか1区でも震度5弱以上を観測した場合、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開園時刻までに発生した場合、原則として休園します。 ・開園後に発生した場合、発生した時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。 ・保育終了後に発生した場合、翌日は休園します。
<p>津波警報・大津波警報発表に伴う避難指示発令</p>	<p>津波警報・大津波警報発表により避難指示発令があった場合、次の避難指示該当区に所在する保育園では、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開園時刻までに発令された場合、原則として休園します。 ・開園後に発令された場合、直ちに所定の避難ビルまたは3階以上の安全な場所へ避難して安全を確保しますので、可能な限り速やかなお迎えをお願いします。 <p>【避難指示該当区】</p>

	北区・都島区・福島区・此花区・中央区・西区 港区・大正区・浪速区・西淀川区・淀川区・旭区 城東区・鶴見区・住之江区・住吉区・西成区
その他	災害などを起因とする交通機関の運転取りやめや、 感染症が発生した状況等により保育所の運営ができない (十分な職員数を確保できない場合や停電している 場合、また建物の被害状況などにより安全な保育に支 障をきたす等)時は休園する場合があります。

- (1) 警報が午後 2 時 00 分までに解除された場合は解除 1 時間後から保育を行います。(職員の確保と安全確認に時間が必要なため)
- (2) 午前 7 時 00 分までに警報が解除されたら、給食はあります。
午前 7 時 00 分までに解除されない場合は、お弁当を用意してください。
- (3) 建物等の被害状況によって上記から変わる場合があります。休園や保育再開については園からの緊急メールやアプリでも発信しますので必ずご確認ください。

19 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に 1 回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

20 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 桑名恵理 ・ご利用時間 随時 ・電話番号 080-8527-7899 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
法人相談窓口 (本部事務局)	ク ス カガタ 栗須・永田 電話番号 06-6765-5611

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

21 利用者に対しての保険の種類・保険の内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター・AIG 賠償責任保険
保険の内容	施設賠償責任保険、行事に関する保険

22 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

年齢	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	1人	3人	1人
1歳児	4人	4人	4人
2才児	4人	4人	4人

23 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未受審	未受審
自己評価の実施状況	定期的に実施	職員間にて周知徹底

24 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

25 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
秘密保持	当園の日常や行事等を撮影した動画写真等は、ご家庭で鑑賞される場合は構いませんが、SNS等不特定多数の閲覧が可能な媒体への掲載を禁止します。 許可を得ずに掲載し問題が生じた場合、当園は一切責任を負いません。

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
延長保育料	保育短時間認定（8時間認定）の方で、8時以前又は16時以降の保育を希望する場合の保育料（30分毎） <u>※事前の申請が必要です。</u>	月額 2,000 円
超過料	各認定による保育時間を越えた場合の超過料金（15分毎）	1回 300 円
保育補助費	誕生日プレゼント、行事のプレゼント（計12回程度）持ち帰る製作物材料等	月額 1,200 円
保育材料費	おたより帳 ◎0歳児 1,680 円（420 円×4冊、1年分） ◎1歳児 1,760 円（440 円×4冊 1年分） 氏名ゴム印 300 円 健康の記録 340 円 カラー帽子（たれつき）1030 円 名札 132 円 防災頭巾 1,630 円 雑費袋 48 円	年額 2,000 円

2 延長保育に係る利用者負担金（※事前の申請が必要です。）

(1) 保育短時間認定に係る延長保育料

月額 2,000 円（30分毎）

3 超過保育に係る利用者負担

各認定による保育時間を越えた場合は15分毎に超過料をいただきます。

保育標準時間認定（11時間保育）の方・・・お迎えが18時30分を過ぎた時
保育短時間認定（8時間保育）の方・・・登園が8時以前になった又はお迎えが
16時を過ぎた時

※延長保育を申し込まれた方でも、申請時間を越えた場合には超過料をいただきます。

※1日で登園とお迎え両方で越えてしまった場合は、超えた時間を合算して超過料を算定します。

不平等が起こらないようにするため、事前連絡の有無や理由によらず時間で判断します。御理解とご協力をお願いします。

4 その他

上記の1以外に徴収が必要な場合は、事前に御連絡致します。

※領収証をご入り用の場合はお申し出ください。